

信用金庫の制度

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関です。制度・運用の面で、株式会社の銀行と異なる独自の性格を備えています。信用金庫は、一定地域内の中小企業者や地域住民を会員としています。融資対象は会員の方を原則としていますが、会員以外の方への融資も一定の条件のもとで認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。

1 会員資格

信用金庫の営業地区にお住まいの方・お勤めの方・事業所をお持ちの方なら会員になっていただくことができます。ただし、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超え、且つ資本金が9億円を超える場合には、会員となることができません。

2 営業地域

信用金庫の営業地域は一定の地域に限定されており、地域で集めた資金は地域に還元されています。

3 運営

信用金庫の最高議決機関は総会または総代会です。議決権は会員1人1票制をとっており、総会(総代会)では理事および監事が選任され、理事によって理事会が構成されます。理事長等の代表理事は理事会で選任され、信用金庫の日常業務は、理事会の決定を踏まえて行われます。

4 監督官庁

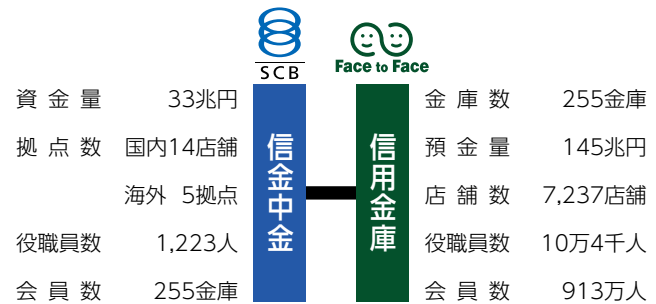
信用金庫の監督官庁は金融庁です。同庁では、関係法令を遵守しているか、経営が健全になされているかといった視点から、定期的に検査・監督を行っています。

信金中央金庫について

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中央金庫は「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。

また、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



※上記計数は令和2年3月末現在のものです。

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

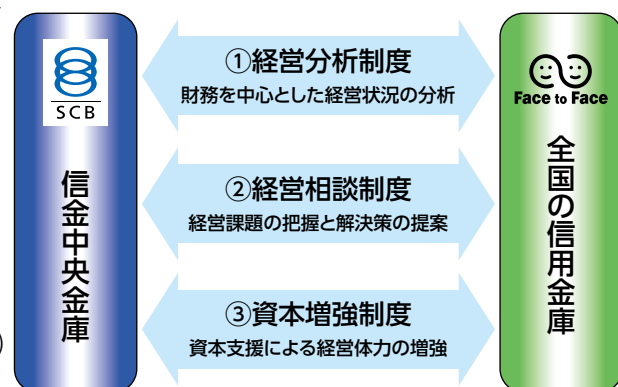
信用金庫の業務機能の補完

- ・各種金融商品の提供
- ・信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート
- ・信用金庫業界のネットワークを活用した業務
- ・信用金庫の市場関連業務のサポート
- ・信用金庫の決済業務のサポート
- ・信用金庫の資金運用・リスク管理のサポート
- ・信用金庫の人材育成のサポート
- ・信用金庫に対する情報提供活動

信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界内のセーフティネット(経営力強化制度等)の適時・適切な運営

信用金庫経営力強化制度 ～信用金庫業界のセーフティネット～



個別金融機関としての役割

総合的な金融サービスを提供する金融機関

- ・グループ一体となった金融サービスの提供

わが国有数の機関投資家

- ・国内外の金融市場で約39兆円を運用
- ・大企業等に対する約8兆円の貸出

地域社会に貢献する金融機関

